

高等教育の「信訪」である「学長ポスト」の役割の変容 —中国本土にある4年制国公立大学への調査に基づいて—

李月婷

筑波大学大学院人間総合科学研究群

概要：本稿は中国の高等教育における「信訪」である「学長ポスト」の役割の変容とその理由を検討した上で、「学長ポスト」をめぐる議論に示唆を与えることを目的とする。考察の結果、「学長ポスト」の役割は「信訪」を規定する条例のみならず、教育政策にかかわる条例の影響を受けていることがわかった。一部の大学では学長ポストが意見・提案の収集及び問題・苦情の対応という「信訪」が担う役割を超えて、問い合わせや情報開示の役割も担っていた。このうち情報開示は国が掲げる現代大学制度の構築に不可欠な要件である。今後は、「学長ポスト」を「信訪条例」の枠内で運営しつつ、同時に情報開示の役割を強化するための方策に焦点を当てた研究が必要となるだろう。

キーワード：信訪 学長ポスト 役割 変容

The Evolution of the Role of the President's Mailbox as a Higher Education Correspondence -Based on a survey of four-year national universities in mainland China

Yueting Li

Graduate School of Human Sciences, The University of Tsukuba

Abstract: *This study focuses on the evolution of the role of the president's mailbox as a higher education letterbox and its causes, with a view to providing some insights for future research. The results show that presidents' mailbox is not only influenced by the regulations related to letters and visits, but also by the policies related to higher education. The president's mailbox of some universities nowadays not only collect opinions and suggestions, deal with problems and complaints, but also have the role of consultation and information disclosure. Among them, information disclosure, which is outside the role of correspondence, is considered to be the prerequisite for building a modern university system as advocated by the government. In view of this, it is necessary to focus future research on how to ensure that the president's mailbox operates within the framework of the letter and petition while implementing information disclosure.*

Keywords: *letters and visits, President's Mailbox, function, evolution.*

1. 研究の目的と問題の所在

本稿の目的は、中国本土にある4年制国公立大学を対象に行った調査から、「学長ポスト」の役割がなぜ変容してきたかを明確にした上で、これからの「学長ポスト」をめぐる議論に示唆を与えることである。

「学長ポスト」（以下、学長ポスト）は、中国の大学に設置され、学長宛てに意見等を投稿する¹ためのポストであり、大学における「信訪」²とされている。2005年に中国国務院（日本の内閣に相当）が公表した改正版の「信訪条例」の第1章第2条によれば、「『信訪』とは、市民、法人、その他の団体が手紙、電子メール、ファックス、電話、訪問などを利用し、各レベルの人民政府及び県レベル以上の人民政府の所管部門に問題を訴えたり、提案・意見を提出したり、苦情を申し立てたりした後、法律に基づき関連の行政機構が対応する活動」である。この定義に依拠すれば、学長ポストは、学生や教職員からの問題の訴えや、提案や意見、苦情申立に対応する役割を担っていることがわかる。「信訪条例」ではこれらの役割を同等に扱っているが、実際はその重要性に差がある。倪（2010）によれば、「信訪」とは従来の手続きを踏むことなく、関係部門の上層部に手紙等を出したり、訪問したりする形で問題を訴えた上で、解決を求める活動である。つまりこれらの役割の中で、問題（苦情）への対応のほうが、提案・意見への対応より重要視されるといえる。

それでは学長ポストの役割は、「信訪条例」が規定するように提案・意見や問題・苦情に対応することに限定されているのだろうか。2005年に学長ポストを導入した中国計量学院に着目した陶ほか（2010）の研究では、寄せられた投稿のうち、問い合わせの投稿は352件であり、投稿件数の15%を占めていることを明らかにしている。このデータを踏まえると、学長ポストの役割はすでに「信訪」を超えていたといえる。すなわち、学長ポストは大学の「信訪」とはいえ、その役割は「信訪条例」の規定通りではなく、変容している可能性が示唆された。なぜこのような変容が起きたのか。陶ほか（2010）の研究も含め、これまでは実践面に重きを置いた知見の蓄積が殆どであり、学長ポストが担う役割の変容、さらに変容の理由に関しては考察されてこなかった。この点を曖昧にすると、学長ポストをめぐる議論が実態にそぐわない恐れがある。そのため、学長ポストの役割の変容を明確にすることは、今後の研究の重要な課題となる。

この課題にアプローチすべく、本稿は以下のように構成される。第2節では先行研究の検討により本稿の位置づけを示す。第3節ではデータについて説明する。次に調査結果と関連政策のレビューを通じ、学長ポストの役割の変容を考察する。第4節では本稿の知見を考察した上で、今後の課題を述べる。なお、設置主体の違い及び中国における国公立大学の圧倒的な影響力を考慮し、本稿の研究対象は4年制国公立大学に限定する。

2. 先行研究

1988年に大学に導入された学長ポストは現在、約9割の大学に普及している（李 2022）。利用者は教職員や学生といった大学のステークホルダーであるが、全体の8割以上を占めているのが学生である（汪・蒲 2014）。学生による利用率の高さや国際的な学生参画の進展に影響され（Cheng 2019）、2000年代以降学長ポストは学生が大学ガバナンスに関与する1つのツールとして取り扱われるようになった。しかし、これまでの研究は概ね、中国の大学における学生参画が初級段階にあると論じる際に、その代表例として学長ポストに触れる程度であった（李・李 2014；周 2017；吉・馬 2020等）。こうした状況の中、

2つの大学の学生に対する調査を通じ、学長ポストが大学ガバナンスにおける学生参画への学生の満足度を改善する有用性を探索的に論じた李（2022）の研究は例外といえよう。

また、学生参画の視点からではなく、大学における「信訪」という側面から学長ポストを検討する研究は少ないながらも存在する。例えば、馮（2010）は大学における「信訪」の重要性を述べる際、浙江大学の学長ポストが収めた実績を一例として簡単に取り上げている。また、陶ほか（2010）の研究も同じく「信訪」の重要性の議論に紙幅を割いた後、学長ポストに寄せられた投稿を時系列的に整理した結果を用いて、その運営の仕組みの構築を提案した。

ただし、学長ポストに関する多くの研究は実践そのものに焦点を当てていた。例えば、李・王（2012）は北京大学の実践から、調和のとれた大学キャンパスを目指す際の学長ポストの可能性について論じている。王・范（2006）は1年間の投稿件数を集計した結果に基づき、実践上における学長ポストの問題を考察している。汪・蒲（2014）も同じく1年間の投稿件数に着目したが、学長ポストの機能と今後の改善方向が論述の中心となっていた。

上述した先行研究から、これまでは学長ポストの役割やその変容を議論せず、実践のほうに重きが置かれてきたことがわかる。しかし第1節で述べたように、学長ポストの役割が変容している可能性があることを考慮すれば、これからの議論を実態に沿うようなものにするためには、その役割の検討が必要と考えられる。

3. 学長ポストの役割の変容

3.1. 学長ポストの由来

学長ポストは大学特有の制度ではなく、政府の「信訪」を模倣したものである。もともと権力者への請願に端を発した「信訪」は、1949年の中華人民共和国建国前から中国共産党幹部が民衆とコミュニケーションを取る手段として利用していたのが、その後も継承かつ制度化された経緯がある（倪 2010）。具体的には、1951年に「信訪」に関する最初の法規「人民からの手紙への対応及び人民との面談に関する政務院の決定（原語：政務院關於处理人民来信和接見人民工作的決定）」が制定された後、1957年公表の「中国共産党各レベル党機関による人民からの手紙の処理及び人民からの訪問の受理に関する暫定弁法（草案）（原語：中国共産党各級党委機関处理人民来信、接待群衆来訪工作暫行弁法（草案））」によって「信訪」が制度化された。

その約20年後、1978年の改革開放の実施を機に、市場経済が計画経済を代替する経済体制の転換が始まった。その影響を受け民主主義理念の復活及び社会的抑圧の解除がなされた中で、それまで年間平均18万件以下であった請願件数が、1992年には600万件近くまで増加し、1998年には934万件という驚異的な伸びを記録した（魏 2011）。年々深刻さを増す「信訪」への対応と社会の法治化の推進とが相俟って、1996年に「信訪条例」が施行され、2005年に改正版が公表された。

「信訪」が徐々に規範化されてゆく中、学界では異なる声が出ている。権力者の意向が判断基準になりやすい「信訪」は法治の妨害になる恐れがあることで、撤廃を主張する研究者がいるのに対し（於 2005）、法治社会が構築されていない状況下での「信訪」の撤廃には慎重な姿勢を取るべきだと主張する研究者もいる（応 2004）。しかし、こうした論争とは別に、「信訪」は「中国の特色ある政治参与、行政監督と権利救済の制度」（朱・朱 2006：78）という認識が概ね共有されている。

実は、1996年の「信訪条例」の公表に先立ち、1988年に中国鉱業大学が管理事務に携わる学生を募集する記事において、学長ポストの有効利用に言及していることから、すでにこの時点で学長ポストが大学に導入されていたことがわかる。なぜ政策誘導が行われていないにもかかわらず、大学が自主的に導入したのか。理由の1つとして、大学の行政機構が政府の組織構造をモデルに作られた（袁・李 2013）ことが考えられる。つまり、政府にある部門に対応する形で大学にも同様の部門を設置する慣習の下で、中国鉱業大学に学長ポストが導入されたと推察できる。

しかし、中国鉱業大学のように政府の動向に敏感に反応した大学はほかに確認されなかったことから、1990年代末までエリート段階にあった大学で、無償で勉強する学生は管理される立場として位置づけられていたことや、大学と学生との間に学長ポストが必要となるほど齟齬が生じていなかったことが窺える。ところが、1996年に全面的に実施された学費の有償化、とりわけ1999年からの大学募集規模の拡大に伴い、学長ポストの導入にこれまでと異なる光景が広がった。次項では、まずデータの概要を示す。その後、学長ポスト導入数の推移に基づき、大学を取り巻く状況の変化や政策文書、とりわけ最多の利用者である学生に関わるものを中心に検討することで、学長ポストの役割を通時的に考察する。

3.2. 学長ポストの導入からみるその役割の変容

3.2.1. データの概要

学長ポスト導入数の推移は、導入時期の調査に依拠する。役割の変容は、主に各時期の政策文書を用いて説明する。

まず、導入時期に関するデータの入手方法を説明する。中国本土にある4年制国立大学を視野に入れ、層別サンプリングでサンプルを抽出した後、調査を実施した。2021年に中国教育部が公表した827校の4年制国立大学（うち「985/211プロジェクト」に指定された重点大学は112校³⁾）を母集団とみなした。具体的な抽出方法はまず、中国本土を公認の7エリア⁴⁾に区分した。次に、各エリアから重点大学8~10校、非重点大学14~20校を無作為に抽出した結果、178校のサンプル（重点大学68校、非重点大学110校）を得た。

抽出されたサンプルの殆どがホームページで学長ポストの導入時期を公開していないため、層別サンプリングの作業が終了した後、2022年6月7日から2022年6月22日にかけて、各サンプル大学の学長室に学長ポストの導入時期、担当人数、運営の仕組みを問い合わせるメールを送付した。2022年8月23日までに46校から回答を得た。このうち、学長ポストに関する情報が大学の内部業務であることを理由に、情報開示を拒否した大学は6校、学長ポストの導入時期が不明である大学は7校、学長ポストを有しないと回答したのは2校であった。これらの数字を合計すると、学長ポストを有し、かつ導入時期が明確である大学は31校であった。また、問い合わせのメールによって、サンプル大学における学長ポストの担当人数や運営の仕組みも明らかにされたが、本稿の論旨と緊密に関係していないため割愛する。

次に、政策文書のレビューに基づいて役割変容を説明する理由を説明する。1993年公表の「中国教育改革と発展綱要（原語：中国教育改革和發展綱要）」で、初めて国立大学の法人格が確認された。しかし、この法人格は名義上のものにすぎず、政治・教育の統合という伝統の下で、多くの場合において教育は政治の付属品として存在している（解

高等教育の「信訪」である「学長ポスト」の役割の変容
 —中国本土にある4年制国立大学への調査に基づいて—

2018) ことが実態である。そのみならず、法人化後は大学の運営資金の獲得ルートが政府のみから多元的に変わりつつあるとはいえ、その多くは依然として政府の補助金に頼っている(牛 2020) ことに変わりはない。それがゆえに、政府の政策が大学に多大な影響を及ぼすことはいうまでもない。

学長ポストの導入時期と高等教育に関連する政策文書は表1に整理した通りである。

表1 学長ポストの導入時期と関連政策文書 (n=31⁵)

年	学長ポストを導入した大学数	政策文書
1988	(1*)	
1990	0	「普通高等教育の学生管理規定 (原語: 普通高等学校学生管理規定)」
1996	0	「信訪条例」
1998	0	「高等教育法」
1999	3 (1*)	「21世紀に向けての教育振興行動計画 (原語: 面向21世紀教育振興行動計画)」
2000	5 (1#) (1*)	
2001	(1*)	
2005	2 (1#) (2*)	「普通高等教育の学生管理規定」、 「信訪条例」の改正
2006	4	
2007	2	
2008	1	
2010	2	「国家中長期教育改革及び発展計画綱要 (2010-2020年) (原語: 国家中長期教育改革発展規劃綱要 (2010-2020年))」、「高等教育における情報開示の方法 (原語: 高等学校信息公开弁法)」
2012	2 (1#)	「高等教育の憲章に関する暫定措置 (原語: 高等学校章程制定暫行弁法)」
2013	4 (1*)	
2014	1	
2015	2	「高等教育法」の改正
2016	1	
2017	0	「普通高等教育の学生管理規定」の改正、「新たな状況における大学の思想的・政治的活動の強化・改善に関する意見 (原語: 関与加強和改進新形勢下高校思想政治工作的意見)」
2019	1 (1#)	
2020	1 (1#)	

(出典: 調査結果に基づき、筆者作成)

表1に示した学長ポストの導入時期には、目立った波が3つ確認できる。1999～2000年、2005～2007年、2010～2013年の3つ（表1の網掛けの部分）である。いずれも教育に関連する政策文書の公表が各波の始動時に観察されている。1999年の高等教育規模の拡大を目指す「21世紀に向けての教育振興行動計画」の施行により、中国の大学は拡大の時代に突入した。これに伴い、学長ポストの設立は1999～2000年に最初のブームを迎えた。このブームは2001年に一旦落ち着いたものの、「普通高等教育の学生管理規定」、「信訪条例」の改正版が公表された2005年に、再度のブームを迎えた。その後、再び安定した時期に入ったが、2010年策定の「国家中長期教育改革及び発展計画綱要」及びこの中で言及された目標の実現に向け、相次いで公表された高等教育関連の政策とともに、学長ポストが3度目の設立ブームを迎えた。

次項では大学を取り巻く環境に触れながら、政策への踏み込んだ分析を通じ、学長ポストの役割の変容及びその変容の理由について詳述する。なお、「信訪条例」は高等教育専用の条例ではないが、学長ポストにも適用されることに留意していただきたい。

3.2.2. 意見・提案を収集する役割（1999～2000年）

1978年の改革開放とともに市場経済が各産業に導入されはじめたものの、計画経済の最後の砦といわれる大学（鄔 2006）は1990年代まで、従来の計画体制を維持していた。だが、1993年の国公立大学の法人化及び1998年施行の「高等教育法」からは、大学に市場経済の理念を導入しようとした政府の意図が読み取れる。例えば、大学の運営に関して「高等教育法」の第1章第11条では、「高等教育機構は社会の需要に応え、法に基づき自律的な運営かつ民主的な管理を実施すべき」と定められている。この条文が大学の運営が自律的に行われるものであることを指摘し、従来の計画体制からの脱却を目指す狙いが窺われる。また、大学運営の仕組みの変換に適應するため、大学管理の形式、いわゆる民主的な管理にも触れている。ただし民主的管理に言及しているとはいえ、それをいかに保障するかについては関連の条文が盛り込まれていないことから、これはあくまで原則的な規定であることが見て取れる。

「高等教育法」に追従するかのように、1999年公布の「21世紀に向けての教育振興行動計画」においては、学生の募集規模を拡大する目標を打ち出した。それは2010年までに高等教育の粗入学率を15%にすることである。しかしわずか3年後に高等教育の規模が1998年の2倍となり、粗入学率が13.3%までに上昇した（上海市教科院発展研究中心2002）。急激な規模拡大に伴い、政府からの補助金も増加しているものの、「地域間の経済発展や財政投入の水準に大きな差があり……一部の地域では学生1人あたりの経費や大学の運営状況が著しく低下し、教育や学習の質の確保が難しくなった」（上海市教科院発展研究中心2002：14-15）。それに募集規模の拡大に先行する形で、1996年に実施した学費の有償化によって学生が消費者に位置づけられたこともあり、無償化の時代とは異なり、学生の声を汲み上げる必要性が大学に迫ってきた。

それでは、学生の声はどこまで許容されていたのか、1990年施行の「普通高等教育の学生管理規定」（以下、「学生管理規定」）から明らかにする。「学生管理規定」の第4節第50条では「学生は大学の業務に批判や提案をすることが奨励され、大学の民主的な運営に参加することが支援される」と定められている。この条文によって、学生が大学の業務に対し批判・提案をしたり、大学の運営に参加したりすることが認められた。ただし留意しなければならないのは、これはあくまで奨励・支援される程度にとどまっており、必

ずしも大学側が義務として行うべきことではない。

この時期の学長ポストの役割に関しては、1996年の「信訪条例」を参照したい。「信訪条例」の第1章第2条によれば、「『信訪』とは、市民、法人、その他の団体が手紙、電子メール、ファックス、電話、訪問などを利用し、各レベルの人民政府及び県レベル以上の人民政府傘下の部門に実情を反映し、意見、提案、要請を提出した後、法律に基づき関連の行政機構が対応する活動」である。左記の定義から、この時期の学長ポストが担う役割は主に、意見・提案・要請への対応であることが明確になった。

実際の運営における学長ポストの役割が「信訪条例」の規定通りであるか否かを、主流媒体の報道から検討してみる。以下は、2000年に新華日報と科技日報が掲載した南京大学と北京大学の学長ポストに関する記事の抜粋である。

南京大学の学長ポストが開設され1か月しか経たないうちに、キャンパス建設に関する何千通もの意見と提案が寄せられた。長年、学生を悩ませてきた多くの問題が一举に解決された。（新華日報より）

学長室の担当者によると、学生や各界の人々が北京大学に寄せた意見を毎日分類し、規定のフォーマットに従って、回答する。具体的には、問題を関連部署に転送した後、転送日を公表したり…。（科技日報より）

面白いことに、いずれの報道においても、学長ポストの役割にあたる部分では、「問題」の2文字が用いられなかった。問題の解決は意見が収集されたからであって、問題が訴えられたからではないというニュアンスは文脈から読み取れる。すなわち、学長ポストは当時の「信訪条例」が規定した役割の枠内で運営されていたため、今日において重視される苦情・問題に対応する役割はまだ明確に担っていなかったことがわかる。

要するに、この時期の学長ポストの役割は学生の意見や提案を収集し、「高等教育法」と「学生管理規定」が言及した民主的管理の実現に寄与することと捉えられる。

3.2.3. 苦情・問題に対応する役割（2005～2007年）

1999年に始まった高等教育の拡大は、この時期にも継続されている。2005年に高等教育の粗入学率が21%に達し、マス段階に移行した。この年に公表された「学生管理規定」の第4章第41条では「大学は、学生が民主的管理に参加するための組織形態を確立・改善し、法律に基づき学生の民主的管理への参加を支援・保障すべきである」と明記されている。ただし学生による参加の形式が具体的に規定されていないため、実践については大学の裁量に任されている。

この条文を1990年版のそれと比べた場合、大学の民主的管理に学生を取り入れることを大学の義務として位置づけたことに特徴がある。そのみならず、この規定で始めて学生が大学の管理に関与できる立場が認められたことにも大きな意義がある（曹 2020）。このように、大学は自身の民主的管理の改善をめぐる工夫が問われたことで、学長ポストが再び注目されるようになったと推測できよう。すなわち、政策誘導の下で学生が大学の民主的管理に関与するチャンネルとして学長ポストの導入が加速され、量的な増加につながったと考えられる。

それでは、この時期における学長ポストが担った役割は何であろうか。先述した2005年版の「信訪条例」による定義によれば、「問題を訴えたり、提案・意見を提出したり、

苦情を申し立てたり」された際に、それらに対応することである。実際の役割については、2005年に学長ポストを導入した中国計量学院の例を挙げる。当該大学では「2005～2009年の学長ポストの投稿件数は2348件であり、このうち問い合わせは352件で全体の15%を占め、問題を訴える投稿は1291件で55%を占め」（陶ほか2010:65）、残りの30%は提案とみられる投稿であった。問題を訴える投稿を苦情としても捉えれば、この時期の学長ポストは「信訪条例」が規定したように、意見・提案の他に、問題・苦情にも対応する役割を担っていたことがわかる。

なお、2005年版の「学生管理規定」の第60条では「大学は学生の入学資格の取り消し、退学処分、懲戒処分といった学生からの苦情申立を受理する委員会を設置すべき」と規定されている。これにより、学位取得のような学生に甚大な影響を与える事項に限って、学生に苦情申立の権利が付与されている。逆に、学生にそれほど影響を与えないようなこと、言い換えれば大学生活を送る上での些細なこと、例えば食堂、宿舎の管理や授業の質等に対する苦情の申立は委員会の所管事務ではないことが明確になっている。陶ほか(2010)が集計した学長ポストの投稿件数を参照すれば、こうした些細な事項への苦情対応は、学長ポストが担っていた可能性が示唆された。

つまりこの時期の学長ポストは、「信訪条例」の改正に伴い、学生からの意見・提案を受理する役割が一層拡大し、問題・苦情にまで対応するようになったことが明らかになった。また、それらには問い合わせの投稿も含まれていることから、大学によっては、学長ポストは内容を問わず何でも対応する万能なプラットフォームになったと見受けられる。

3.2.4. 情報開示の役割 (2010～2013年)

1999年に始まった高等教育の拡大から20年を経たこの時期において、現代大学制度の内実や構築が「国家中長期教育改革及び発展計画綱要(2010～2020年)」(以下、「綱要」)によって掲げられた。それまで、現代大学制度は大学の規模拡大が始まった1990年代の段階で学界に注目されていたにもかかわらず、国家の政策面においては長期にわたってその内実や構築が明確にされずにいた(鍾・趙・洪2011)。「綱要」が謳った内実に中国高等教育の特色を加味して考慮すると、現代大学制度には以下の要素が含まれている。中国共産党委員会の指導、学長の実行責任、教授のガバナンスへの関与、民主的な管理、自律的な運営、学生参与の6つである(王2012)。

「綱要」が公表された2010年に「高等教育における情報開示の方法」が施行された。その2年後に「高等教育の憲章に関する暫定措置」が制定され、高等教育に関する法規が相次いで打ち出された。これらの法規に影響を受け、現代大学制度の構築が着実に推進されていることは否めない。例えば、現代大学制度構築の前提とされる情報開示が「高等教育における情報開示の方法」によって規定された(徐2011)ことを機に、多くの大学がホームページに情報開示専用のページを設け、情報の公開を行うようになった。また殆どの大学が憲章を有しなかった(米2006)状況が「高等教育の憲章に関する暫定措置」の公表によって一変した。

それでは、この時期における学長ポストはいかなる役割を担っていたのだろうか。2005年以降、「信訪条例」は再度の改正が行われなかったため、「高等教育における情報開示の方法」の施行後に新設された学長ポストのホームページでの位置づけから考察する。新設した14校(表1)の大学中4校の学長ポストは、トップページでの掲載以外に、情報開示のページにも掲載されていることから、これらの大学では学長ポストが情報開示の役

割を担っていることが窺えた。他方、「学長ポストは『信訪』の役割を担っているものの、情報開示とはあまり関係がない」というスタンスに立つサンプル大学もみられた。すなわち、一部の大学では学長ポストの役割を拡大させているのに対し、「信訪」の役割を堅持している大学もあることで、学長ポストの役割が分化していると捉えられる。

しかし、学長ポストを情報開示の一環として位置づけた多くの大学が、そうでない大学と同様に投稿先の公開しか行っていない。これはすなわち、学長ポストの掲載場所が異なる以外に、両者の間にさしたる相違点はないことを表す。なぜ学長ポストに情報開示の役割を担わせたにもかかわらず、踏み込んだ情報開示、つまり投稿内容の公開を行わないのか。これは、学長ポストが高等教育における「信訪」であることが理由として考えられる。2005年版の「信訪条例」第23条では、問題・苦情の申立人を守るため、「行政機構及びその職員は、申立人の資料及び関連情報を訴えられた人または機構に開示してはならない」と定めている。つまり、学長ポストに寄せられた投稿を公開することは、内容によっては「信訪条例」に違反する恐れがあるのである。

上記の「信訪条例」の規定が示すように、問題・苦情等を受け付ける「信訪」は情報開示からかけ離れた存在であると見て取れる。学長ポストは大学の「信訪」とみなされながらも、高等教育の文脈に根付いているため、教育政策の誘導の下で情報開示の役割を担うようになったと推測できよう。つまり、学長ポストは「信訪」にかかわる条例のみならず、教育関係の政策からも影響を受けていることが考察された。

最後に、2014年以降の学長ポストの設置状況について触れておきたい。本研究で実施した調査(表1)によれば、学長ポストの設置は2014年から2020年まで目立った波は観察されなかった。この期間に「高等教育法」と「学生管理規定」がそれぞれ2015年と2017年に改正された。2017年版の「学生管理規定」の第4章第40条は、「大学は、学生が大学の管理に参加するための組織形態を確立・改善し、法律及び法令に基づき学生の管理への参加を支援・保障すべきである」との記述に変更された。これを2005年版と比べると、「民主」の2文字が削除されたことがわかる。

「民主」の2文字が削除されたとはいえ、2017年の改正では「学生への管理は、学生の法的権利を尊重し、保護した上で行われるべきである」という文言が第5条に追加されている。また、改正後も、大学や学生により多くの自主性を与える条文が点在していることから、2017年以降も大学の管理は依然として民主的な方向に位置づけられている(王ほか2019)といえよう。

ただし、この時期に学生へのイデオロギー教育が重要視されるようになったことに留意する必要がある。2017年版「学生管理規定」の第1章第4条では「中国特色社会主義を堅持する自信、理論的自信、制度的自信、文化的自信」という4つの自信が打ち出された。また、同年2月には「新たな状況における大学の思想的・政治的活動の強化・改善に関する意見」が公布された。こうした政策からは、学生のイデオロギー教育を強化しようとする政府の意図が読み取れる。この影響を受けて、政策を実行する役目を担う大学はイデオロギー教育に力を注ぐようになり、これまで重視していた民主的管理の改善の重要度が後退したことが想像できよう。勿論、イデオロギー教育の強化だけで、学長ポスト設置の横這いを説明するには限界がある。しかし中国の高等教育が置かれた状況を考慮すれば、これは無視できない理由と考えられる。

4. 考察と今後の課題

本稿は、中国本土にある4年制国公立大学から層別サンプリングで抽出した178校を対象として実施した調査と、高等教育や「信訪」に関する政策に基づき、これまでの議論から抜け落ちていた、学長ポストの役割が変容してきたフェーズとその変容の理由について解明を試みた。

大学の「信訪」である学長ポストは、1996年公表の「信訪条例」とその改正版（2005年）の影響を受け、その役割が意見・提案の収集から問題・苦情の対応へと拡大したことが、1988年に大学に導入された後、3回にわたる設置ブームを経て普及したことが、サンプル大学への調査から明らかになった。これらとサンプル大学の調査結果を関連政策の整理と結びつけると、「信訪条例」の公表と改正は学長ポストの役割の変容に影響を与えたものの、必ずしも設置ブームを呼んだわけではないことが示唆された。これに対し、大学の文脈に根付いた学長ポストは高等教育に関わる政策が公表されるにあたり、量的な増加にとどまらず、場合によっては役割も拡大していることが窺われた。これは、「信訪条例」の規定のみならず、教育政策も学長ポストに影響を及ぼしているため、今日において一部の大学では学長ポストは意見・提案の収集、問題・苦情の対応から、問い合わせ、情報開示までと、「信訪」の役割を越えた一面が考察された。

しかし、従来の研究は学長ポストの役割を検討せず、自明のもののよう専ら1~2大学の実践に着目してきたため、政策が学長ポストに及ぼした影響は勿論のこと、政策誘導の下で学長ポストが新たに担った情報開示の役割も議論されてこなかった。現在、学長ポストを情報開示の一環として取り扱う大学はそれほど多くないものの、現代大学制度を構築する前提とされる情報開示は重要視されつつある。これを考慮すると、今後、学長ポストを「信訪条例」の枠内で運営しつつ、同時により踏み込んだ情報開示を行うための方策に焦点を当てた研究が欠かせないと考えられる。

本稿では、大学が学長ポストを導入した時期と政策のレビューを通じ、学長ポストの役割の変容を考察してきた。一部のサンプル大学では学長ポストが情報開示の役割を担っているにもかかわらず、踏み込んだ情報開示を行っていないことは先述の通りである。なお、サンプル大学の中には、この状況と逆の事例が存在した。その大学では学長ポストを情報開示の一環とみなしていないものの、投稿先に限らず、投稿内容まで公開していた。こうした大学が、学長ポストに寄せられた投稿を取って公開する意図を明らかにすることは、今後の課題とする。

（本稿は、JST次世代研究者挑戦的研究プログラムJPMJSP2124の支援を受けたものである。）

注

¹現在の学長ポストは主に学長室所管の下で運営されている。学長室が学長ポストに寄せられた投稿を関係部門に転送し、処理させた後、投稿者に回答するか、公開する仕組みとなっている。

²馮（2010）によれば、高等教育の「信訪」として、学長ポスト以外に上層部との面会制度、上層部との座談会等が挙げられた。つまり学長ポストは「信訪」を構成する一部であることがわかる。

³国内外における競争力のある大学を構築するために提出された「985/211プロジェクト」は、2015年に中国国務院が公表した、世界トップレベルの大学と学科を目指す「双一流」プロジェクトによって代替された。「985/211プロジェクト」に指定された大学はすべてその後、「双一流」プロジェクトへと移行した。さらに、新たに指定された「双一流」プロジェクトの大学については、一部の学科を除いて、総合的な競争力に議論の余地がある。それゆえ、本稿では985/211プロジェクト

高等教育の「信訪」である「学長ポスト」の役割の変容
—中国本土にある4年制国公立大学への調査に基づいて—

に指定された重点大学のみを検討する。

⁴華北地区、東北地区、華中地区、華東地区、華南地区、西南地区、西北地区の7エリアである。

⁵表中の(数字#)はサンプル大学ではあるが、情報開示要請のメールに回答が得られず、筆者が中国の文献検索サイト中国知網(CKNI)で検索した論文または大学が公表した情報を基に作成した大学数である。(数字*)はサンプル大学ではないが、筆者がCKNIで検索した論文を基に作成した大学数である。(数字#)と(数字*)はサンプル数31に含まれていない。

参考文献

- 於建嶸「中国信訪制度批判」『中国改革』第2巻, pp.26-28 (2005)
- 鄒大光「論建立有中国特色的現代大学制度」『中国高等教育』第19巻, pp.1-3 (2006)
- 袁東・李愛民「中国大学組織結構同質化探析」『中国高教研究』第7巻, pp.37-41 (2013)
- 王彬彬・劉勝・寇灵惠「中国特色高校学生管理制度的法制進步及其踐履—基於《普通高校学生管理規定》的分析—」『現代教育科学』第2号, pp.21-25 (2019)
- 王曉玲・范仁慶「加強“校長信箱”工作,努力建設和諧校園」『合肥工業大学学报(社会科学版)』第20巻, pp.69-72 (2006)
- 王祚橋「淺議中国特色的現代大学制度」『光明日報』第16号 (2012)
- 応星「作為特殊行政救済的信訪救済」『法学研究』第3号, 58-71 (2004)。
- 解德渤「公立大学法人制度改革的世界潮流与中国抉抉」『教育与考試』第1号, pp.66-71 (2018)
- 吉明明 馬金平「学生参与大学内部治理的理論基礎与实践路径」『黑龍江高教研究』第318巻, pp.40-45 (2020)
- 魏治勳「涉訴信訪的“問題化”邏輯与治理之道」『法学論壇』第133巻, pp.41-47 (2011)
- 牛凱琪『中美一流公立大学財政收支結構比較研究』雲南大学 (2020)
- 上海市教科院發展研究中心「中国高校招三年大盤点」『高等教育』第9巻, pp.5-17 (2002)
- 鍾秉林・趙応生・洪煜「中国特色現代大学制度建設—目標、特徴、内容及推進策略、北京師範大学学报(社会科学版)」第226巻, pp.5-12 (2011)
- 徐敏「高校信息公开与現代大学制度建設」『江蘇高教』第1号, pp.43-45 (2011)
- 朱最新・朱孔武「權利的迷思:法秩序中的信訪制度」『法商研究』第2号, pp.78-84 (2006)
- 周娜『学生主体参与大学治理機制研究』西南大学 (2017)
- 曹輝「大学内部治理中的学生参与:動因、路径及其實現」『国家教育行政学院学报』第2号, pp.48-55 (2020)
- Cheng Siyi Student Engagement with Institutional Governance in Contemporary Chinese Universities: An Internationalization Process, University of Victoria (2019)
- 陶偉華・李伶・陳賀婉・張徐興「高校信訪工作機制的構建与实践」『国家教育行政学院学报』第7号, pp.64-66 (2010)
- 倪宇潔「我国信訪制度的歷史回顧与現狀審視」『中国行政管理』第305巻, pp.29-33 (2010)
- 馮磊『高校信訪工作的問題及对策研究—以蘭州大学為例』蘭州大学 (2010)
- 米俊魁「大学為什麼要制定章程」『高等工程教育研究』第1号, pp.33-35 (2006)
- 李月婷「大学ガバナンスにおける学生参画の一実践である「学長ポスト」の有用性について—中国E省にある2大学の学生への調査から—」『アジア教育』第16巻, pp.24-38 (2022)
- 李婷婷・王天兵「以主頁“信箱”建設為抓手促進校園和諧發展—以北京大學為例」『思想教育研究』第213巻, pp.86-88 (2012)
- 李玲玲・李家新「“学生權利”与“学生權力”:論高校管理中的学生参与」『重慶高教研究』第5号,

pp.60-65 (2014)

汪慶華 蒲沿洲「高校校長信箱的功用分析及建設方向研究」『華北電力大學學報』（社會科學版）
第3號, pp.131-133 (2014)